

## 1 令和元年度・2年度評価まとめ（事務局案）に対する意見一覧

柱	対象	意見内容	委員名
全体	全体	それぞれの柱ごとに、具体的施策に対して取組実績、課題や今後の対応、評価が良くまとめられている。	粕谷委員
		言葉、表現の整理をもう少しされたほうが良いと思われる個所がある。	伊部委員
	評価（案）	「求められる」、「重要である」、「必要がある」等であり、評価としては積極面がなく、評価に値しない。	森委員
	具体的施策	柱2－（1）、2－（2）、3－（1）、4－（1）の具体的施策は、計画に記載の具体的施策の一部となっている。評価の上では、本来、計画の記載どおり全ての具体的施策を掲載する必要があると考える（他の自治体での同様の事業評価に携わることがあるが、やはり計画に記載した全施策を表上に掲載して進捗を評価している）。 評価対象として一部だけに絞る場合でも、絞る理由を示す必要があると考える（評価対象を恣意的に限定している訳ではないことを明確にするため）。	小西委員
	評価（案）	評価（案）には、令和元年度・2年度で今後の対応となっている問題点をまとめて具体的に明記し、次年度に計画が立てやすいようにすると良いと考える。	粕谷委員
1－（1）	評価（案）	「職場定着支援」について不記載だが、成果もあることから、評価に加えるべきではないか。	竹内委員
		1行目に、「保護観察対象者の就労につなげるため」とあるが、「保護観察対象者の就労につなげるための取組として」との記載の方が正しいのではないか。	竹内委員
		効果が分かるまでに時間がかかると思うが、入札参加資格認定の優遇措置で加点が不十分な場合は今後更なる有利な加点制度とするなどの見直しを視野に入れることも必要だと考える。	伊部委員
1－（2）	評価（案）	「必要に応じた入居者資格要件の見直し」について、定期募集に併せた常時募集を柔軟に運用していただき、生活保護受給対象者をもカバーいただけるとありがたい。	志村委員
		県地域生活定着支援センターは、県営住宅、社会福祉施設の利用を含む住まいの確保や社会一般への啓発活動など、更なる公民一体となった一層の協議、推進が必要と思われる。 また、現在は単年度での契約更新制であるが、複合的な課題があり支援困難な取組を行うため、安定した運営に向けての支援も求められていると思われる。	伊部委員

1－(2)	評価(案)	「地域再犯防止推進モデル事業として実施した、更生支援福祉ネットワークの構築及び高齢者万引き防止プログラムの策定については、国の動向も踏まえつつ、今後、効果的な展開方法を検討する必要がある。」との文は、同ページの「課題と今後の対応」に記載されている内容の反復となっているように読めるため、「評価」を記載する必要があると考える。「・・・、検証も踏まえた効果的な事業が実現できたと評し得るが、国の動向も踏まえつつ、今後、・・・」とするのも一案と考える。	小西委員
		県警による非行防止教室の内容は、県警ホームページにも公開されているように、分かりやすいもので、有用であるため、その点を評価する記載を加えてはどうか。	大津留委員
3－(1)	評価(案)	地域フォーラムの開催については、地区ごとではなく各学校教育会議等で保護者や地域住民に浸透する事が必要である。	粕谷委員
4－(1)	全体	国が使用する用語であるため仕方ないのかもしれないが、「少年・少女」あるいは「若者」と記すべきところを「少年」あるいは「少年等」と表記するのは、男女平等、性同一の観点から違和感がある。	伊部委員
	課題と今後の対応、評価(案)	再犯防止には、医療的な治療行為、個別性を伴った治療プログラムが最重要とされているものもあると聞いている。ストーカー、子どもへの性犯罪に対しては県内の公民の医療機関との連携で精神医療での治療プログラムを他の手段とあわせて進めていくことが必要だと思われる。	伊部委員
5－(1)	課題と今後の対応	令和元年度では「県内の再犯者数は減少傾向にあるが、・・・」、また、令和2年度では「県内の保護司は減少傾向にあり、・・・」と記載されているが、可能であれば、「参考資料」としてでも別添で計画の「第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況」のような近年の統計数値を示すとより丁寧な評価文書になると考える。	小西委員
	評価(案)	「大学生少年サポーターについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の活動実績が減少しているが、サポーターが活動しやすい環境づくりが重要である。」と記載されているが、「サポーターが活動しやすい環境づくり」ということが何を意味しているか分かりにくいため補足が必要と考える。「新型コロナウイルス感染症の影響により」ということであれば、「感染症対策を徹底した活動場所の提供」、あるいは「オンラインでの活動の積極化」ということを想定しているのか。なお、「サポーターの意見を踏まえつつ」という文言を入れると、なお良いと考える。	小西委員
		神奈川県内の保護司数は減少の一途をたどっており、保護司の担い手確保は喫緊の課題であることを強調したい。	宇井委員

5-(1)	評価(案)	保護司の「担い手の確保」とあるが、具体的にBBSや大学生少年サポーターと保護司との交流・研修等をする事が必要である。	粕谷委員
5-(2)	課題と今後の対応	「高齢者又は障害のある犯罪をした者等」との記載は、「罪を犯した高齢者や障がい者等」(あるいは「罪を犯した高齢者又は障がいのある者等」とすべきと考える(自治体の更生支援・再犯防止において一番着目すべきは、高齢や障がいがあって要支援の状態にあるという点の方のため)。	小西委員
	評価(案)	「高齢者や障がいのある犯罪をした者等」との記載については同上。また、「を身近に感じてもらう取組が重要である」との部分、趣旨からして、「に対する誤解や偏見を解消する取組が重要である」との表現が適切ではないかと考える。	小西委員
		社会を明るくする運動は、従来の接触型に加え、県ホームページやSNSを活用した非接触型の広報啓発活動を展開する必要がある。	宇井委員

※ 誤字・脱字の御指摘については掲載しておりませんが、御指摘のとおり修正をさせていただきます。

2 各構成団体の取組等 (評価まとめの「関連する取組等」への掲載が可能なものに限る)

柱	取組名	意見内容	委員名
1-(1)	「就労支援・定着支援事例集」の作成	保護司会や協力雇用主の研修会に活用するために、小冊子を作成した。当機構が実施してきた就労支援・定着支援の経過について分かり易く説明し、雇用主の協力を一層促していくことが目的である。	竹内委員
	無職・非行等少年の職場体験・職場定着事業	本事業は、少年が就労体験することで、働くことの意味や大切さを感じてもらい、その中で勤労観や職業観、そして社会人としての基本的マナーも身に付けてもらうことが目的である。対象は、保護観察中の少年のほか、保護司の指導を受けていない少年、いわゆる不良な少年等である。	竹内委員
	令和2年度「就労確保」の取組	(参考記載)令和2年12月に神奈川県就労支援事業者機構事務局長・報徳更生寮施設長間の協議に基づき、令和3年度に入ってから、報徳更生寮が引受け予定の刑務所仮釈放予定者3名について、神奈川県就労支援事業者機構が本人受刑中に協力雇用主とのマッチングを進めてくれている。	志村委員
	横浜刑務所における就労支援	横浜刑務所において、「雇用こそ、社会復帰の第一歩」をスローガンに、受刑者に対する就労支援として次の取組を行っている。 (1) 職業訓練 (2) 就労支援指導 (3) その他の就労支援	西田委員
1-(2)	更生保護施設の取組	更生保護施設の取組は、神奈川県再犯防止推進計画 p.20 記載内容のとおり。	志村委員
2-(1)	横浜地方検察庁による社会復帰支援	平成31年3月に本計画が策定されたところ、令和元年度以降、横浜地方検察庁は、国の取組として掲げた社会復帰支援活動を継続して実施している。支援対象者の特性に合致する福祉的・医療的ニーズを引き出し、効果的な社会復帰支援活動を行っている。	辻委員
	横浜刑務所における社会復帰支援策	横浜刑務所において、高齢者または障がいのある受刑者に対する社会復帰支援策として次の取組を行っている。(1) 社会復帰支援指導 (2) 独自調整	西田委員
	高齢者又は障がいのある者等への支援	「高齢者万引き防止プログラム」について、保護司から効果的な活用方法を聴取し、県内の全保護司に同プログラム等を配布して有効に活用してもらうこととした。	柳川委員

2-(2)	横浜刑務所における薬物依存離脱指導	横浜刑務所において、覚醒剤や大麻使用等による依存症や依存傾向を抱えた受刑者に対して、薬物依存の認識、薬物使用に至る問題点の理解、断薬への動機づけ、再使用に至らないための知識・スキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に回復に向けた治療、援助等を受ける必要性を認識させるために、「薬物依存離脱指導」を実施している。	西田委員
3-(1)	神奈川県立総合教育センターが行う研修の受け入れ	令和元年度から、神奈川県立総合教育センターが行う研修「児童・生徒の問題行動等未然防止研修講座」について、当院（久里浜少年院）の施設見学、当院における矯正教育活動の説明、当院職員との意見交換等を行っている。 令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となったものの、令和3年度は、同センター開催の「少年非行への対応研修講座」に当院職員を派遣し、受講者である教職員の方に少年院の紹介、矯正教育・在院者の現状説明、衝動のコントロールに課題がある在院者の対応状況等について説明を実施した。	梅澤委員
4-(1)	横浜刑務所における改善指導	横浜刑務所において、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識・生活態度を習得させるための改善指導として、受刑者の特性や問題性に応じて、次の取組を行っている。 (1) 一般改善指導 (2) 特別改善指導	西田委員
5-(1)	更生保護ボランティアの取組	平成26年3月に保護司、更生保護女性会員及びBBS会員により「更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言」が行われ、神奈川県でも、平成29年3月に三者による「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われたところであるが、令和元年5月には、さらに神奈川県更生保護事業連盟及び認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構の二者を加え、「更生保護団体の協働に関する五者宣言」を締結し、安全・安心な地域づくりのために、五者が相互に連携して活動に取り組んでいる。	吉田委員
	グループワーク	(西区BBS会)少年を交えたウォーキング&クイズラリーを企画・実行(11月13日(土))。	小川委員
	研修会	コロナ禍においてwebを活用した研修会を実施した。	小川委員
	講習会	(西区BBS会)講師を招いて講演会を実施した。対面だけでなく、YouTubeライブを活用した。	小川委員

5-(2)	横浜刑務所における「横浜矯正展」の実施	<p>横浜刑務所において、地域住民に対して、受刑者の社会復帰や矯正行政について広報するため、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売、施設見学、性格検査体験、地域住民による演奏、合唱などのイベントを行う「横浜矯正展」を毎年11月に実施している。</p> <p>令和元年度においては、横浜市港南区役所等で開催する「ひまわりフェスタ」と同時開催し、2日間で1万9千人の来場があった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p>	西田委員
—	テレビ遠隔通信システム等の活用	<p>対面での各種面接や集合研修、協議会等の実施が困難であるという課題への対応として、テレビ遠隔通信システムやテレワークでZOOMを使用しての実施、参加等、オンラインを活用する機会が増えている。</p>	西田委員